

# 北陸不動産公正取引協議会

## 平成26年度 事業計画

自 平成26年4月 1日

至 平成27年3月31日

消費者庁より指導の元、全国9地区協議会が一定に統一された「違反処理規程」及び「措置基準」に基づく違反広告主への対応が厳しく求められていることから、当協議会は、規約遵守の周知をはかる為、研修活動等の充実に努めるとともに、協議会事業をより活性化し、不動産の公正な取引を進展させるように努める。

また、事務局持ち回り体制が4年を経過し、本年度より福井県が事務局となることから北陸不動産公正取引協議会として共通の研修活動等の運用と表示規約等の更なる効率的周知徹底に努める。

以下、平成26年度の実業計画に基づき、次のとおり実施する。

### 1. 運営体制の充実

持ち回り体制となって5年目となり、福井県に事務局が移る。

広告等の事前チェック体制の確保並びに更なる効果的・効率的事業運営のための体制充実に努める。

### 2. 諸会議への参加

消費者庁より規程・措置基準の全国一定の統一が求められていることを踏まえ、連合会幹事会・総会等に参加し、規約運用の諸問題等について情報交換を行う。

### 3. 規約指導員養成講習、規約研修会の開催

規約指導員養成講習を開催して指導員を養成し、各構成団体における研修会の講師を務めてもらうとともに、傘下会員からの不動産広告相談に対応できるように知識の研鑽に努める。

### 4. 広告調査と違反再発防止

構成6団体の協力を受けて一斉広告調査を実施するとともに、不動産表示規約の周知と違反再発防止の指導を行う。

### 5. 広告事前相談の実施

広告表示・景品企画の事前相談を受け、規約違反を未然に防止し適正な規約運営に努める。

### 6. 公取協活動状況の周知

一般消費者に対し、当協議会組織・活動状況を「不動産公正取引協議会連合会」のホームページ等を通じて周知する。

### 7. 関係官庁・諸団体との連携

関係官庁、他不動産公正取引協議会等との連携を図り規約の統一的解釈、運用に努める。